

京浜地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

京浜地区においては、令和5年11月20日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人神奈川県タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。（なお、同協会に加入していない事業者は相模・鎌倉地区にはおりません。）

1. 運賃を改定した事業者数

1社

2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数：1社

110% 以上	109% 以上	108% 以上	107% 以上	106% 以上	105% 以上	104% 以上	103% 以上	102% 以上	101% 以上	100% 以上
	110% 未満	109% 未満	108% 未満	107% 未満	106% 未満	105% 未満	104% 未満	103% 未満	102% 未満	101% 未満
1社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和5年12月～令和6年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る 令和4年12月～令和5年5月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

3. 労働条件改善状況

(1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

特になし

(2) 手当類の創設・拡充

特になし

(3) その他

・労働時間の短縮 1社

以上

<問い合わせ先>

神奈川運輸支局輸送担当

担当者 森下、新井

連絡先 045-939-6800 (内線1)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)